大 阪 歯 科 大 学 共 済 会 規 約

第　１　章　　総　　則

第１条　この会は、大阪歯科大学共済会と呼ぶ。

第２条　この会は、大阪歯科大学教職員（以下「教職員」という。）及び本学歯学部学部生（以下「学生」という。）の父母（養父母を含む）で組織する。

第３条　この会は、相互援助の精神に基づき、会員並びに学生の共済及び福祉増進に寄与することを目的とする。

第４条　この会は、毎年１回（原則として６月における最終土曜日）総会を開催し、報告並びに審議を行う。

第５条　この会は、大阪府枚方市楠葉花園町８番１号大阪歯科大学内に事務所をおく。

第　２　章　　会　　員

第６条　会員を次の２種に分ける。

（１）第１種会員　教職員

（２）第２種会員　学生の父母（養父母を含む）

第７条　会員は、入会届を提出するものとする。

２．入会届け記載事項に異動が生じたときは、すみやかに届け出なければならない。

第８条　第１種会員の受益権利は、年会費納入年度のみ生ずる。

２．第２種会員の受益権利は、子弟の入学式当日より生じ、その子弟が通常の修業年限を終え卒業したときに失う。

３．子弟が疾病により通常の修業年限を超えて在学中の場合には、理事会にはかり、受益権利の期間を延長させることができる。
ただし、学業不振又は停学等の理由による場合の延長は認めない。

４．子弟の入学手続後に特別の事由が生じた場合は、第２項の規定にかかわらず、理事会にはかり、第２０条各号に掲げる共済事業を行うことができる。

第　３　章　　役　　員

第９条　この会に次の役員をおく。

（１）理 事 長　　１　名
（２）副理事長　　２　名
（３）理　　事　　若干名
（４）監　　事　　２　名

第１０条　この会の理事長には、学校法人大阪歯科大学理事長をあてる。

第１１条　副理事長及び理事は、第１種並びに第２種会員中から各半数ずつを、理事長が任命する。ただし、第２種会員の役員には、父兄会常任幹事をあてる。

２．第２条の規定にかかわらず、学校法人大阪歯科大学財務担当理事１名を、この会の理事に加えるものとする。

３．監事は、理事会において選出する。

第１２条　理事長は、会務を統理し必要と認める集会を招集する。

２．副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときこれを代理する。

３．理事は、会務を分掌する。

４．監事は、経理に関し指導監査の任に当たり、その結果を総会に報告する義務がある。

第１３条　役員の任期は、１か年とし、再任は妨げない。

第　４　章　　事 務 職 員

第１４条　この会に次の事務職員をおく。

２．事務職員は、次の大阪歯科大学職員に委嘱する。

（１）大学事務局長

（２）大学事務部長

（３）経理部長

（４）大学庶務課

（５）教務学生課

（６）経理課

第１５条　大学事務局長は、理事長の指示により事務を処理し、主に教務学生課は、奨学費貸付に関すること、経理課は資金管理に関すること、大学庶務課はその他全般、に分担する。なお、共済事業の申請書等の窓口は別表のとおりとする。

第　５　章　　会　　議

第１６条　会議は、理事会、総会の２種とする。

２．理事会は、随時に開き、総会は、定時総会及び臨時総会とする。

第１７条　理事会は、次の事項について協議し、その結果を総会に付するものとする。

（１）年度予算並びに決算

（２）事業報告

（３）余剰金処分に関する件

（４）基本金積立に関する件

（５）財産処分に関する件

（６）規約変更に関する件

（７）その他重要案件

第１８条　緊急を要する事項については、理事長が先決処理し、次の理事会にて報告の上、事後承認を求める。

第１９条　総会の議決は、多数決による。ただし、委任状でこれに代えることができる。

第　６　章　　事　　業

第２０条　この会は、次の共済事業を行う。

（１）第１種会員及び学生が死亡したときは、遺族へ弔慰金を贈呈する。

（２）第２種会員が死亡したときは、この会がその子弟の授業料を次の学期の納付金より支払う。

（３）第２種会員が重大な疾病又は障害により、１年以上にわたり職業等に従事することができず、かつ収入が閉ざされたときは、別に定めるところによりこの会がその子弟の授業料を支払う。

（４）会員及び学生が疾病、障害、その他不慮の事故に遭遇したときは、別に定める規程により、見舞金を贈呈する。

（５）火災、水害、震災等不慮の災害があったときは、その状況に応じ見舞金を贈呈する。

（６）家計困難になったときは、その事情により別に定める規程に従い奨学費の貸付をする。

（７）その他、会員及び学生の福祉増進に関すること。

第２１条　前条の各号に該当する事故が生じたときは、すみやかに届け出るものとする。

第２２条　会費の額並びに第２０条各号の共済金支給額は、毎年度予算審議のときに決定する。

第２３条　災害見舞金の支給額は、災害の程度により理事会で決定する。ただし、大規模災害により一時に被災者が多発したときは、前条の規定にかかわらず第１８条により見舞金の支給額を決定する。

第　７　章　　会計及び財産

第２４条　この会の経費は、会費及び寄附金その他の収入をもってあてる。

２．会費の徴収は、第１種会員は毎年年度始めに、第２種会員は子弟入学の時に一括納入するものとし、既納の会費は返還しない。

第２５条　寄附金は、理事会で受納可否を決定する。

第２６条　毎会計年度において余剰金が生じたときは、次のいずれかで処分するものとする。

（１）基本積立金

（２）損失補填積立金

（３）役員退職慰労積立金

（４）次年度繰越金

（５）関係事業または団体への寄附

第　８　章　　そ の 他

第２７条　この会の年度は、４月１日から翌年３月３１日までとする。

第２８条　この会の解散は、会員の３分の２以上が出席した総会において、出席者の３分の２以上の決議を要する。ただし、委任状を認めることができる。

附　　則

◎ この規約は、昭和４６年４月１日から実施する。

◎ 昭和４９年１１月２４日一部改正

◎ 昭和５６年 ７ 月 ４ 日一部改正

◎ 昭和５８年 ６ 月２５日一部改正

◎ 昭和６０年１２月 ７ 日一部改正

◎ 平成 ４ 年 ６ 月２７日一部改正

◎ 平成１５年 ６ 月２８日一部改正
◎ 平成１８年 ６ 月２４日一部改正
◎ 平成２１年 ６ 月２７日一部改正
改正後の規程は、改正前に事由が生じている場合にも適用する。
◎ ２０１８年 ６ 月３０日一部改正
◎ ２０１９年 ６ 月２９日一部改正

別表

１　大学庶務課

（1）第１種会員の入会等の手続き
（2）第１種会員の弔慰金、見舞金申請
（3）授業料支弁に関する取扱い
（4）第 20 条第１項第２号に関する取扱い

２　教務学生課

（1）第２種会員の入会等の手続き
（2）奨学費貸付申請
（3）第２種会員並びに学生の弔慰金、見舞金並びに医療費申請

３　経理課

（1）奨学費貸付返済
（2）奨学費貸付返済免除申請